

秋田市再生可能エネルギー関連企業視察ツアー業務委託仕様書

1 事業の目的

本市では新エネルギービジョンにおいて、「新エネルギー関連産業の集積地づくりとクリーンエネルギーの地産池活の実現」を基本理念とし、風力発電関連や次世代エネルギー関連企業等の誘致に取り組むこととしている。

本県沖では洋上風力発電の事業計画が先進的に進められており、その関連事業者やメンテナンス事業者、クリーン電力等を活用した水素・アンモニア・合成燃料製造等の再エネ関連企業の誘致を促進するもの。

2 業務名

秋田市再生可能エネルギー関連企業視察ツアー業務委託

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年12月25日（金）まで

4 業務委託の内容

次の委託内容に基づく再エネ工業団地等を組み合わせた視察ツアーを実施・運営すること。

(1) 視察ツアーの企画・調整・手配・運営

ア 開催時期

令和8年9月～11月

イ 開催回数

1泊2日の視察を実施すること。

ウ 宿泊先

秋田キャッスルホテル、ホテルメトロポリタン秋田、ANAクラウンプラザホテル秋田のいずれかを確保すること（朝食付）。

エ 参加対象者

参加者は、市が招聘する首都圏等の再エネ関連事業者とする。

また、参加者数は10名を上限とする。

オ コース内容

視察ツアーの行程については、主に別紙再エネ関連事業者視察ツアー日程（案）を想定しているが、詳細については市と協議の上、決定するものとする。

カ マイクロバスの手配

マイクロバスを手配した上でバスの移動ルートについて、市と協議の上、事前に詳細を決定するものとする。

キ 昼食代

参加者の昼食に関しては委託費に含むものとし、飲食店に関しては市と協議

の上、決定する。

ク 各種資料作成

市から提供する資料に基づき、移動中および現地視察の際に使用する資料を作成すること。内容等については、別途市と協議の上、決定する。

ケ アンケートの実施

参加者にアンケートを実施し、すべての視察終了後、集計結果を提出すること。なお、アンケートの内容等については、別途市と協議の上、決定すること。

(2) 不可抗力等による視察の変更・中止等

ア 悪天候、災害の発生などの不可抗力を事由として視察を中止した場合、中止に伴って発生した経費は、本業務に係る経費とすることができる。

イ 申込者が最少催行人員に達せずに視察を中止した場合、中止に伴って新たに発生する経費は受託者の負担とする。

(3) 安全管理

ア 訪問先との事前打ち合わせおよび現地確認を行い、視察の内容、ルート等に危険がないことを確認し、参加者および関係者の安全確保を徹底すること。

イ 視察中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。

(4) 記録

ア 視察の様子を記録するため、写真撮影を行うこと。

イ 参加者に対し、撮影した写真は市がホームページ又はその他の広報資料等で使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

5 業務完了報告書

本業務の全ての業務が完了したときは、令和8年12月25日（金）までに業務完了報告書（コース内容と実績、記録写真、参加者の募集、受付体制、アンケートの集計と分析結果、事業成果が確認できる資料等）を提出すること。

6 個人情報保護にかかる遵守事項

(1) 受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) 契約の履行に係る個人情報等の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に定めるとおりとし、受託者はこれを遵守しなければならない。

(3) (1)および(2)の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

受託者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせはならない。ただし、一部委託についてあらかじめ市の承認を得る場合は、この限りではない。

(2) 権利の帰属等

- ア 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）は全て市に帰属する。
- イ 受託者は、市の承諾なしに本業務により制作した成果物および資料を他に流用することはできない。
- ウ 受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- エ 本業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、市が出願者となって費用を負担し登録する。

(3) 精算業務について

- 参加者数が 4 (1) エに満たない場合は、実績に応じて旅費を精算すること。
なお、詳細については市と協議の上決定すること。

8 その他、特記事項

- (1) 受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに市に報告し、協議又は指示を受けること。
- (2) 事業実施に際して、市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて市と協議の上、決定するものとする。

再エネ関連事業者視察ツアー一日程(案)

日時		訪問先等				
1 日 目	ANA016	伊丹空港発	8:00	→	羽田空港着	9:15
	ANA403	羽田空港発	10:25	→	秋田空港着	11:30
	11:30	秋田空港出発				
	~	市内4~5か所(昼食含む)				
	18:00	ホテル着				
2 日 目	9:00	ホテル発				
	~	市内1、2か所				
		昼食				
		市内1、2か所				
	15:30	秋田空港着				
	ANA1656	秋田空港発	18:15	→	伊丹空港	19:40

再エネ関連事業者視察ツアー一日程(案)

日時		訪問先等				
1 日 目	ANA403	羽田空港発	10:20	→	秋田空港着	11:25
	11:30	秋田空港出発				
	~	市内4~5か所(昼食含む)				
	18:00	ホテル着				
2 日 目	9:00	ホテル発				
	~	市内1、2か所				
		昼食				
		市内1、2か所				
	15:30	秋田空港着				
JAL166	秋田空港発	17:00	→	羽田空港	18:10	

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。